

大阪広域環境施設組合規則第8号

大阪広域環境施設組合職員就業規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>〔(1)～(10) 略〕</p> <p><u>(10の2) 職員が不妊治療に係る通院等</u> <u>(事務局が定めるものに限る。)</u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（当該通院等が体外受精その他の事務局が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間</u></p> <p>〔(11)～(15) 略〕</p> <p>(16) 職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき <u>分べん予定日の24週間前</u>の日からその分べんに係る子が1歳</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>〔(1)～(10) 同左〕</p> <p>[新設]</p> <p>〔(11)～(15) 同左〕</p> <p>(16) 職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき <u>産前産後の期間</u>における24週間につき5日を超えない範囲内</p>

<p>に達する日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[(17) ~ (20) 略]</p> <p>2 第10条第8項及び第9項の規定は、<u>前項第10号の2、第14号及び第16号から第18号までの規定による特別休暇について準用する。</u>この場合において、第10条第8項ただし書中「半日（所定勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で別に定める時間数（次項第2号に掲げる職員にあっては、所定勤務時間の時間数を勘案して1時間を超える時間数で別に定めるもの）をいう。）又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。</p> <p>（出勤、退勤等に係る手続）</p> <p>第18条 [同左]</p> <p>2 カードの交付を受けていない職員は、定刻までに所定の勤務場所に出勤したときは、直ちに、<u>出勤簿に出勤した時刻を記載しなければならない。</u>カードの交付を受けている職員が、定刻までに所定の勤務場所（記録装置が設置されていない勤務場所に限る。）に出勤したときも、同様とする。</p> <p>[3~8 同左]</p>	<p>で必要と認める期間</p> <p>[(17) ~ (20) 同左]</p> <p>2 第10条第8項及び第9項の規定は、<u>前項第14号及び第16号から第18号までの規定による特別休暇について準用する。</u>この場合において、第10条第8項ただし書中「半日（所定勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で別に定める時間数（次項第2号に掲げる職員にあっては、所定勤務時間の時間数を勘案して1時間を超える時間数で別に定めるもの）をいう。）又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。</p> <p>（出勤、退勤等に係る手続）</p> <p>第18条 [同左]</p> <p>2 カードの交付を受けていない職員は、定刻までに所定の勤務場所に出勤したときは、直ちに、<u>自ら出勤簿に押印しなければならない。</u>カードの交付を受けている職員が、定刻までに所定の勤務場所（記録装置が設置されていない勤務場所に限る。）に出勤したときも、同様とする。</p> <p>[3~8 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪広域環境施設組合職員就業規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

2 この規則の適用の日前に使用されたこの規則による改正前の大阪広域環境施設組合職員就業規則第12条第1項第16号の規定による特別休暇は、この規則による改正後の大阪広域環境施設組合職員就業規則第12条第1項第16号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。